

「第245回判例・事例研究会」

日 時	平成30年1月24日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 服部 毅

【判例】

事件の表示	事 件 名 損害賠償請求事件 管轄裁判所 最高裁判所 事 件 No. 平成28年(受)第1892号 判 決 破棄差戻 平成29年10月23日
事案の概要	X(上告人)が、通信教育等を目的とする会社であるY(被上告人)において、その管理していたXの個人情報を通じたことにより精神的苦痛を被ったと主張して、不法行為に基づき慰謝料等の支払を求めた事案
判 旨	本件の事実関係の下では、本件漏洩によってXはそのプライバシーを侵害されたといえるところ、原審は、プライバシーの侵害によるXの精神的損害の有無及びその程度等について十分に審理することなく、Xの請求を棄却すべきものとしたものであり、そのような原審の判断には、不法行為における損害に関する法令の解釈適用を誤った結果、審理を尽くさなかった違法があるとして、原判決を破棄し、差し戻した。